

「滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例」 の一部を改正する条例案について

1 改正の概要

道路法の一部を改正する法律が令和 2 年 5 月 27 日に公布、11 月 25 日に施行されるとともに、道路の構造基準を定める道路構造令が改正されたことに伴い、「滋賀県道路法に基づく県道の構造の基準に関する条例」の改正を行うものです。

2 改正の内容

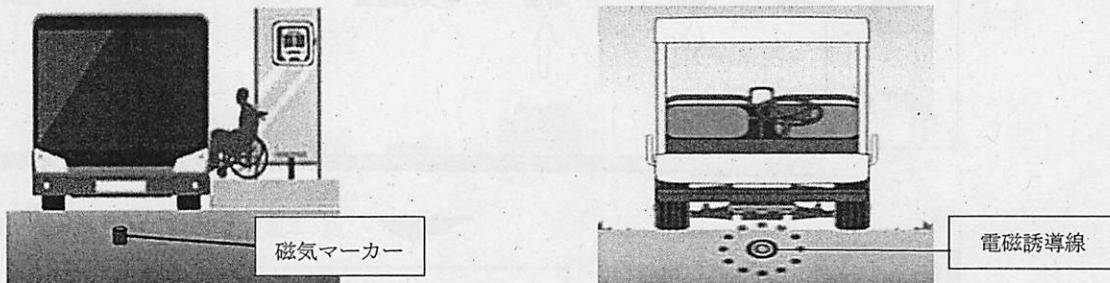
(1) 交通安全施設に「自動運行補助施設」を追加

- ・近年、高齢者による交通事故の増加、中山間地域等での移動手段の不足といった、交通に関わる様々な課題解決のため、自動運転技術の実用化が期待



- ・磁気マーカーや電磁誘導線などの「自動運行補助施設」が、道路構造令に規定する交通安全施設に追加（道路構造令第 31 条）、これに対応して同内容を県条例に追加（県条例 34 条）
- ・今後は道路管理者も設置可能

【自動運行補助施設の設置イメージ】



（出典：国土交通省ホームページ）

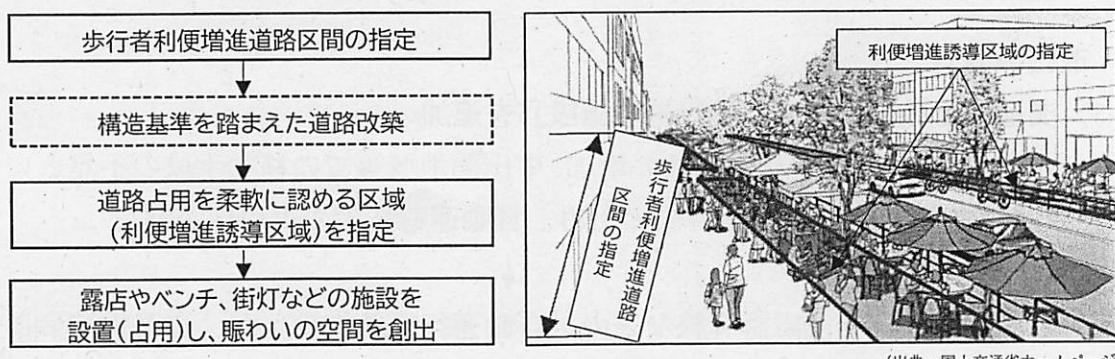
(2) 「歩行者利便増進道路」の構造基準を新設

- ・近年、バイパス整備により自動車交通量が減少している一方で、コンパクトシティの進展等により歩行者交通量が増加している道路が存在
- ・これまででは、道路法令上「賑わいを目的とした空間」の位置づけや道路空間の再構築に関する規定がなかったため、関係機関との協議等への対応に苦慮しているケースがあった

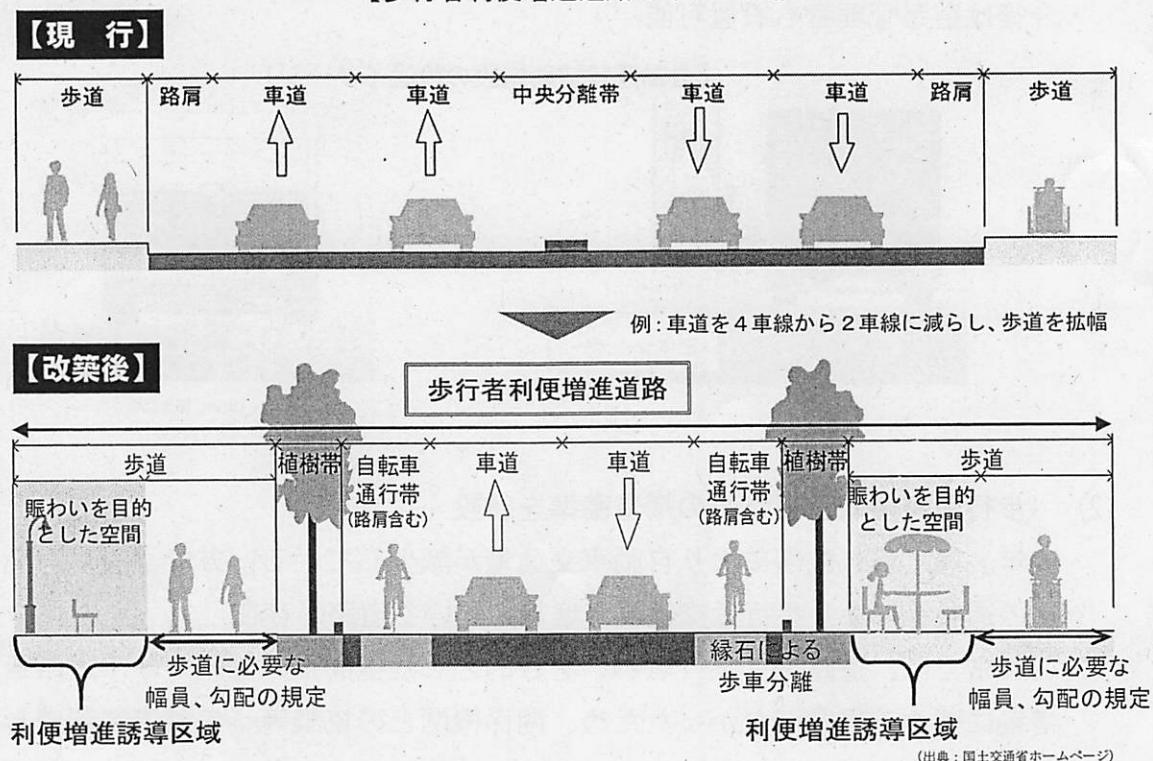


- ・このような経緯から、歩道を歩行者の単なる移動空間でなく、安全に滞在し憩いや賑わいの空間とすることを目的とした、「歩行者利便増進道路」の指定制度が創設（道路法第48条の20～29）
- ・道路構造令に「歩行者利便増進道路」の構造に関する基準が新設（道路構造令第41条）、これに対応して同内容を県条例に新設（県条例46条）
- ・歩道の幅員や舗装等の構造基準について条例に規定

【歩行者利便増進道路としての道路空間再構築の流れ】



【歩行者利便増進道路のイメージ】



滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例の一部を改
正する条例案要綱

1 改正の理由

道路構造令(昭和45年政令第320号)の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例(平成24年滋賀県条例第68号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 交通事故の防止を図るため必要がある場合に道路に設ける施設として自動運行補助施設を追加することとします。(第34条関係)
- (2) 歩行者利便増進道路の構造の一般的技術的基準を定めることとします。(第46条関係)
- (3) この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行後に新設し、または改築する県道(この条例の施行の際現に新設または改築の工事中の県道を除く。)について適用することとします。

滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例新旧対照表

旧	新
第1条から第33条まで 省略 (交通安全施設)	第1条から第33条まで 省略 (交通安全施設)
第34条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、駒止、道路標識、道路情報管理施設または道路反射鏡を設けるものとする。	第34条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、 <u>自動運行補助施設</u> 、柵、照明施設、視線誘導標、駒止、道路標識、道路情報管理施設または道路反射鏡を設けるものとする。
第35条から第45条まで 省略 (新設)	第35条から第45条まで 省略 <u>(歩行者利便増進道路)</u> 第46条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道もしくは自転車歩行者道または歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路もしくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。 2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めることは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件または施設を設けるものとする。 3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。